

感染予防対策の徹底をお願いします
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出・移動を自粛し、やむを得ず外出する場合は、混雑している場所や時間を避けましょう。また、あらゆる場面での身体的距離の確保やマスクの着用、手洗い、手指消毒など、一人ひとりが継続的に感染予防対策を実施しましょう。

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口
以下の情報は、4月23日時点のものです
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所相談は行っていません。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口
新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」
日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可
フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)
*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで
都「新型コロナコールセンター」
日本語、英語、中国語、韓国語での相談可
ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)
聴覚障害のある方 FAX5388-1396
相談票に記入のうえ、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可) コード

発熱などの症状がある方の相談先
かかりつけ医がいる場合
必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。
かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合
診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。
東京都発熱相談センター ☎5320-4592
24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)
墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可
*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり
*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可)
後遺症にお悩みの方の相談先
電話の際に、「後遺症の相談」とお伝えください。
墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

5月10日から65歳以上の方への接種を開始しています
新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種に関する電話相談窓口
墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル
日本語、英語、中国語、韓国語での相談可
☎6734-0307
午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)
区内在住の方のワクチン接種については、4月25日発行の新型コロナワクチン接種特集号や区ホームページでお知らせしていますので、ご確認ください(特集号と区ホームページは下のコードを読み取ることでも接続可)。
墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」 コード

[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191 *新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可) コード

申請期間が6月30日まで延長されました
「福祉資金 緊急小口資金」
「総合支援資金 生活支援費」 特例貸付け
生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを無利子で行っています。また、「福祉資金 緊急小口資金」と「総合支援資金 生活支援費」の貸付けが終了した世帯に、再貸付けを実施しています。なお、申請はいずれも郵送での受け付けです。
■福祉資金 緊急小口資金
[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯 [貸付上限額]20万円以内(一括交付) [償還期間]2年以内(均等月賦償還)
■総合支援資金 生活支援費
[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 [貸付上限額]▶単身世帯=月額15万円以内▶2人以上世帯=月額20万円以内 [貸付期間]3か月以内 [償還期間]10年以内(均等月賦償還)
「総合支援資金 生活支援費」の再貸付け
[対象]令和3年3月31日までに「福祉資金 緊急小口資金」の貸付けが終了し、「総合支援資金 生活支援費」の貸付けが3年6月30日までに終了(予定も含む)した世帯 *「総合支援資金 生活支援費」の延長貸付けをしていない世帯も含む [貸付上限額・償還期間]「総合支援資金 生活支援費」と同様 [貸付期間]3か月以内(延長なし)
[申込み]墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902
(〒131-0032東向島2-17-14)
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
*必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照(墨田区社会福祉協議会のホームページは、右のコードを読み取ることでも接続可) コード

受給を終了した方の再申請の受け付けが6月30日まで延長されました
住居確保給付金
離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。なお、受給を終了した方の再申請の期限は、3月31日でしたが、6月30日まで延長されました。なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。
[対象]申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり [支給期間]原則3か月(令和2年度中に新規申請し受給を開始した方のみ最長12か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類については、問い合わせるか、区ホームページを参照(下のコードを読み取ることでも接続可)
[問合せ]〒130-8640くらし・しごと相談室 すみだ(区役所3階・生活福祉課内) ☎5608-6289 コード

墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給
墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。
[対象]次の全ての要件を満たす方▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である▶給与等の支払いを受けている被用者である▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない[支給期間]労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間[支給額]直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり [適用期間]令和2年1月1日～3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)
受給には申請が必要です。
受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。
墨田区国民健康保険の被保険者の問合せ
国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123
75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の問合せ
広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519・FAX0570-086-075
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

区役所1階の窓口の混雑状況がわかります!
混雑状況がわかる区役所1階の窓口業務
▶住民異動届・マイナンバーカードの交付 ▶住民票の写しや戸籍の証明書等の発行 ▶戸籍届
確認方法
「混雑・空き情報」インフラ ネットの目.comのホームページから官公庁を選択して「墨田区役所」を検索(右のコードを読み取ることでも接続可)
問合せ
窓口課庶務係 ☎5608-6100 コード